## 沼津市公共施設照明 L E D 化事業基本協定書(案)

沼津市公共施設照明LED化事業(以下「本件事業」という。)に関し、沼津市(以下「甲」という。)と●●●●●●(以下「代表企業」という。)及び末尾署名欄に「構成企業」として記載する各当事者(以下「構成企業」という。)及び「協力企業」として記載する当事者(以下「協力企業」といい、「代表企業」、「構成企業」及び「協力企業」を総称して「乙」という。)の間で、以下のとおり、基本協定(以下「本基本協定」という。)を締結する。

#### 第1条 (目的)

本基本協定は、本件事業に関し乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、甲と、 代表企業及び構成企業が設立する本件事業の遂行者(以下「事業予定者」という。)が、別 紙に記載する公共施設等の照明設備(以下「本件設備」という。)LED 化のための整備、維持 管理及び整備にかかる資金調達並びにこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約 (以下「事業契約」という。なお、市議会の議決を得るまでは「仮契約」という。)を締結 することに向けた甲及び乙の義務を定めることを目的とする。

### 第2条 (当事者の義務)

- 1 甲及び乙は、甲と事業予定者とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に 対応するものとする。
- 2 乙は、事業契約締結のための協議においては、本件事業の手続における甲の要望事項 を尊重するものとする。

#### 第3条 (事業予定者の設立)

- 1 代表企業及び構成企業は、本基本協定締結後、令和●年●月●日までに、事業予定者 を会社法(平成17年法律第86号)に定める合同会社の形態で設立し、その商業登記簿 謄本を甲に提出するものとする。
- 2 前項の場合、代表企業は、必ず事業予定者に出資しなければならない。

### 第4条 (業務の委託、請負)

- 1 事業予定者による本件事業の実施に関し、乙は、事業予定者をして、本件設備の整備 (以下「本件整備」という。)及び本件設備の維持管理(以下「本件維持管理」という。) に係る業務のうち調査・設計・施工及び維持管理に係る業務を●●●会社、●●会社 に、その他業務を●●●会社にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。
- 2 乙は、事業契約が甲と事業予定者との間で締結された後、速やかに、前項に定める本 件整備及び本件維持管理に係る各業務を委託又は請け負わせる者と事業予定者との間 において、各業務に関する業務委託契約又は請負契約(若しくはこれに代わる覚書等)

を締結させるものとし、当該契約書等の写しなど各業務を委託し又は請け負わせた事実 を証する書面を、甲に提出するものとする。

3 第 1 項により事業予定者から本件整備及び本件維持管理に係る各業務を受託し又は 請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

### 第5条 (事業仮契約の締結)

- 1 甲及び乙は、本基本協定締結後、令和●年●月●日までに、甲と事業予定者との間に おいて、仮契約書を締結させるものとする。
- 2 甲及び乙は、仮契約書締結後も、本件事業の円滑な実施のために互いに協力するもの とする。

## 第6条 (準備行為)

- 1 乙は、事業契約締結前にも、本件事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備 行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力するものとする。
- 2 前項の準備行為の結果は、事業契約締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

#### 第7条 (事業契約不調の場合の処理)

事由の如何を問わず、事業予定者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本件事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、甲及び乙は、甲と乙との間には債権債務関係の生じないことを相互に確認するものとする。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲並びに乙の代表企業及び構成員がそれ ぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各1通を保有する。

## 令和●年●月●日

甲

沼津市

沼津市御幸町16番1号

沼津市長 賴重 秀一 印

Z

【代表企業】

住 所: 事業者名:

代表者名: 印

【構成企業】

住 所: 事業者名:

代表者名: 印

住 所: 事業者名:

代表者名: 印

住 所:事業者名:

代表者名: 印

【協力企業】

住 所: 事業者名:

代表者名: 印

住 所: 事業者名:

代表者名: 印

# 別紙 実施箇所

	美施固所 	施設名
No 1	(国内では、国内では、国内では、国内では、国内では、国内では、国内では、国内では、	ルロス名 保健センター戸田分館
2	健康づくり課	
3	(地球ラマリボ	戸田診療所 沼津福祉プラザ
3	福祉企画課・健康づくり課	(・沼津夜間救急医療センター)
4	こども未来創造課	
5	こども未来創造課	北部保育所 西浦保育所
	こども未来創造課	
6 7	こども未来創造課	大平こども園乳児部 大平こども園幼児部
8	こども未来創造課	金岡保育所
9	こども未来創造課	大岡保育所
10	こども未来創造課	ときわ保育所
11	こども未来創造課	戸田こども園
12	こども未来創造課	児童発達支援センターみゆき
13	こども未来創造課	あしたか学園
1.4	(こども家庭センター)	
14	学校施設課・ウィズスポーツ課	第一小学校(夜間照明含む)
15	学校施設課・ウィズスポーツ課	第三小学校(夜間照明含む)
16	学校施設課	第四小学校
17	学校施設課・ウィズスポーツ課	第五小学校(夜間照明含む)
18	学校施設課	開北小学校
19	学校施設課	片浜小学校
20	学校施設課	大岡小学校
21	学校施設課・ウィズスポーツ課	愛鷹小学校(夜間照明含む)
22	学校施設課	原小学校
23	学校施設課	香貫小学校
24	学校施設課	門池小学校
25	学校施設課	今沢小学校
26	学校施設課	沢田小学校
27	学校施設課	原東小学校
28	学校施設課・ウィズスポーツ課	大岡南小学校(夜間照明含む)
29	学校施設課	第一中学校
30	学校施設課	第三中学校
31	学校施設課・ウィズスポーツ課	第四中学校(夜間照明含む)
32	学校施設課	第五中学校

No	管理部署	施設名
33	学校施設課・ウィズスポーツ課	片浜中学校(夜間照明含む)
34	学校施設課・ウィズスポーツ課	金岡中学校(夜間照明含む)
35	学校施設課	大岡中学校
36	学校施設課	愛鷹中学校
37	学校施設課・ウィズスポーツ課	原中学校(夜間照明含む)
38	学校施設課・ウィズスポーツ課	今沢中学校(夜間照明含む)
39	学校施設課・ウィズスポーツ課	門池中学校(夜間照明含む)
40	学校施設課	長井崎小中一貫学校
41	学校施設課	静浦小中一貫学校
42	学校施設課	戸田小中一貫学校
43	市立高校	市立高校
44	図書館	沼津市立図書館
45	図書館	戸田図書館
46	地域自治課	旧西浦小学校 屋内運動場
47	ウィズスポーツ課	市営野球場
48	ウィズスポーツ課	大岡公園運動場
49	ウィズスポーツ課	西部市民運動場
50	ウィズスポーツ課・文化振興課	旧静浦西小学校
51	資産活用課	本庁舎
52	地域自治課	大岡地区センター
53	地域自治課・市民課	大平地区センター
54	地域自治課・市民課	浮島地区センター
55	地域自治課	第一地区センター
56	地域自治課	原地区センター
57	地域自治課・危機管理課	第四地区センター・沼津南消防署
58	地域自治課・市民課	静浦地区センター
59	地域自治課	第五地区センター
60	地域自治課	片浜地区センター
61	地域自治課	第三地区センター
62	地域自治課	門池地区センター
63	地域自治課	今沢地区センター
64	地域自治課・市民課	内浦地区センター
65	地域自治課・観光戦略課・市民課	戸田地区センター・くるら戸田
66	長寿福祉課	千本プラザ
67	観光戦略課	キラメッセぬまづ

No	管理部署	施設名
68	クリーンセンター管理課	衛生プラント
69	危機管理課	沼津北消防署
70	長寿福祉課	戸田デイサービスセンター
71	観光戦略課	沼津港水門展望施設
72	水産海浜課	らららサンビーチ
73	緑地公園課	沼津御用邸記念公園
74	文化振興課	明治史料館
75	文化振興課	若山牧水記念館
76	生涯学習課	ゆめとびら舟山
77	クリーンセンター管理課	最終処分場